



Title	契約の解除と危険負担 : 1980年国際動産売買契約に関する国連条約に示唆を得て
Author(s)	山田, 敏子
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40126
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	山田敏子
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第12913号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学位論文名	契約の解除と危険負担 —1980年国際動産売買契約に関する国連条約に示唆を得て
論文審査委員	(主査) 教授 加賀山 茂 (副査) 教授 國井 和郎 教授 潮見 佳男

論文内容の要旨

本論文は、法定解除権発生の要件についての伝統的見解に対する近時の疑問の一つである。債務者の帰責性不要論の意義と限界を探るべく、危険負担制度との関連を視野に収めつつ、検討を加えることを目的とする。債務者の帰責性不要論は、日本以外にも、1980年の国際動産売買条約（以下C I S Gと略称）、ヨーロッパ契約法、英米法、フランスの判例法及びドイツ債務法改正草案の中にも見られる。本論文では特に、英米法の流れをくみドイツ民法理論にも影響を与えたC I S Gを中心に検討を加えた。

第一部では、解除の要件論に焦点を当てた。C I S Gは損害賠償と解除の要件を二分し、解除については帰責性を要求せず、「重大な契約違反（fundamental breach）」を要件の中心に据える。この「重大な契約違反」とは、契約上認められた利益の実質的脱落と、利益の脱落の解釈に関する債務者の予見及び予見可能性という客観的な内容を有する。日本の解釈論においても同様の発想に出る場合は実は少なくなく、かかる解除観は日本法においても少なからず示唆を与えるものと思われる。

第二部では、さらに解除要件として帰責事由が不要であるとするならば、体系上最も問題となる解除と危険負担制度の関係を明らかにするために、危険負担制度の検討を行った。そこではまず物の管理可能性など一定の政策的考慮に基づき危険は原則として引渡によって移転することを明らかにした。危険負担は、当事者の義務や物の特定などとは時には密接に結びつくことはあっても必ずしも必然的な関係にはなく、従って危険負担制度と解除制度もお互い独立した競合する関係にある。そして両者が競合する場合には、解除が優先して適用されると考えるべきである。このように解することによってはじめて帰責事由を要件としない解除制度と危険負担制度との関係が明らかとなったと思われる。

論文審査の結果の要旨

1980年に成立した国連動産売買条約は、動産売買に関して大陸法と英米法の体系の違いを乗り越えて統一法（ウィーン統一売買法とも呼ばれている）ともいえる規範を実現したものであり、世界のほとんどの貿易主要国が加盟している画期的な条約である。この条約の採用したアプローチは、理論よりも実際の結果を重視するというものであり、そ

の内容は、ドイツの債務法改正にも大きな影響を与えている。

この国連動産売買条約は、契約の解除の要件について、「重大な契約違反 (fundamental breach of contract)」のみを要求し、契約不履行の相手方の帰責事由を要しないとしている。これに反して、わが国の契約解除においては、従来は、契約を解除するには、契約不履行を行った債務者の帰責事由を必要とすると解されてきた。しかし、本論文で山田氏は、わが国の契約解除の場合にも、帰責事由を必要としない解除が多く認められており、様々な学説を検討した上で、解除一般について、帰責事由の要件は必要でないことを論証している。

解除に帰責事由を必要としないとする、履行不能の場合の危険負担との関係が問題となるが、この点についても、山田氏は、危険負担と解除とは両立する関係にあり、両者が競合する場合には、解除が優先することによって問題の解決が図れることを論証している。

本論文は、国連売買条約の成立過程で議論された様々な意見を丹念にフォローするとともに、大陸法としてのドイツ法、フランス法と英米法とを比較検討し、わが国の解釈論を子細に検討しつつ、自らの理論を展開するという意欲的かつ創造的な研究であり、わが国の解釈学にとっても、寄与するところが大きい。

この論文は、山田氏が、独立した研究者として民法学に寄与することのできる能力を有していることを十分に示しており、博士号の授与に値すると判断した。